

福井県特定最低賃金の適用労働者数等について(修正)

最低賃金件名	令和4年12月末日現在	
	適用事業所数	適用労働者数
福井県紡績業，化学繊維業、織物、染色整理業	244 (238)	5,933 (6,080)
福井県繊維機械、金属加工機械製造業	108 (108)	1,945 (1,910)
福井県電気機械器具製造業（略称）	132 (136)	11,541 (11,740)
福井県百貨店，総合スーパー	12 (13)	1,448 (1,720)
合 計	496 (495)	20,867 (21,450)

( )内は、令和3年12月末日現在の数値

適用事業所数は平成28年経済センサスの結果を基に労働局で把握した倒産情報等を反映させたもの。  
 適用労働者数は平成28年経済センサスの結果を基に、令和4年度に実施した基礎調査結果に基づく年齢による特定最低賃金適用除外者を減じて算出したもの。  
 なお、従事業務による適用除外者に関する修正は行うことができない。

修正：令和5年6月9日